

## 大田市告示第42号

大田市予防接種健康被害給付金支給事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

大田市長 楫野弘和

### 大田市予防接種健康被害給付金支給事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種による健康被害の救済に関する措置を適正かつ円滑に処理し、予防接種健康被害給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 市長は、市内に住所を有する者が、次の各号のいずれかに該当する予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したと厚生労働大臣に認定されたときは、法第15条第1項の規定に基づき、給付金を支給する。

(1) 法第2条第4項に規定する定期の予防接種

(2) 法第2条第5項に規定する臨時の予防接種

(給付金の請求)

第3条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、その申し出る給付金の区分に応じ、省令の定めるところにより、必要な書類を添えて市長に請求書を提出しなければならない。

(支給の通知)

第4条 市長は、法第15条第1項に規定する厚生労働大臣の認定に係る通知を受けたときは、省令第11条の25の規定に基づき、速やかに予防接種健康被害給付金支給（不支給）決定通知書（様式第1号）により申出者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第5条 前条の規定により支給の決定を受けた者は、給付金の支給を受けようとするときは、予防接種健康被害給付金支給請求書（様式第2号）により、市長に給付金の支給を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに給付金を支給するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月27日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田市長

予防接種健康被害給付金支給（不支給）決定通知

年 月 日付けで請求のあった予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種健康被害給付金について、下記のとおり（支給する・支給しない）ことと決定しましたので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第11条の25の規定により通知します。

記

医療を受けた者の 氏 名	( 年 月 日生まれ)
決 定 内 容	支 給 ・ 不 支 給
給 付 の 種 類	
疾 病 名	
期 間	
支 給 金 額	円 (支給金額の内訳)
決 定 の 理 由	( 年 月 日付け厚生労働省発健 第 号 厚生労働大臣通知より抜粋)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田市に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大田市を被告として（訴訟において大田市を代表するものは、大田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただしこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記審査請求をした場合には、その審査支給に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

予防接種健康被害給付金支給請求書

年 月 日付け健第 号で支給の決定を受けた予防接種健康被害給付金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 農業協同組合		本店・支店 支所・出張所
口座種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			